

秦野市いじめ防止基本方針(案)

平成27年 月

秦 野 市
秦野市教育委員会

〈目 次〉

はじめに-----	1
はだの子ども人権宣言-----	2
秦野市教育委員会教育目標-----	3
1 基本的な考え方-----	4
(1) いじめの定義	
(2) いじめに対する基本認識	
(3) いじめ対策の基本理念	
(4) 学校・家庭・地域・関係機関の間の連携	
2 基本的施策・取組-----	6
(1) 「はだの教育プラン」に基づき実施するいじめ防止のための主要施策	
(2) いじめ防止等のために各学校において実施する取組	
(3) 児童・生徒としての取組	
(4) 保護者としての取組	
3 重大事態への対処-----	12
(1) いじめの重大事態の定義	
(2) いじめの重大事態への対処	
4 いじめの防止等を推進する体制-----	15
(1) 学校における組織	
(2) 「秦野市いじめ問題対策連絡協議会(仮称)」	
(3) 「秦野市いじめ問題等対策調査委員会(仮称)」	
(4) 「秦野市いじめ問題再調査会(仮称)」	

はじめに

秦野市では、平成 9 年に「はだの子ども人権宣言」を掲げ、平成 21 年制定の「秦野市教育委員会教育目標」の中で「生命や人権を尊重し、平和を愛する豊かな心をもつ人」の育成・支援を明記し、いじめをはじめとした子どもの人権を守るために様々な取組を推進してきました。

教育目標の実現に向けた本市の教育振興基本計画である「はだの教育プラン」に基づきいじめ・不登校のない学校教育の充実を図るため、これまで、いじめ対応の教師用手引書「育てようやさしい心」や児童・生徒、保護者向けいじめ防止啓発リーフレット「広げようふれあいの心」を作成、配付してまいりました。そして、全ての小・中学校の代表児童・生徒による「いじめを考える児童生徒委員会」を平成 20 年度から継続して開催し、子どもたち自身が主体性を生かした、いじめ根絶運動に取り組んでおります。

平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。)が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、法第 12 条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されています。

これを受けて本市では、学校・家庭・地域と密に連携しながら、未来の宝である子どもたちが安心して安全に学校生活を送ることができるように、「秦野市いじめ防止基本方針」(以下「市の基本方針」という。)を策定して、いじめ対策の総合的かつ効果的な推進に取り組んでまいります。

秦野市立の各小中学校(以下「学校」という。)は、国のいじめ防止等のための基本的な方針、神奈川県いじめ防止基本方針、市の基本方針を参考として、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定とともにいじめの防止等の取組を推進しています。

はだの子ども人権宣言

私たちの未来を私たちの手で

明るく楽しい生活を送りたい、それは私たちみんなの願いです。
あなたは知っていますか。
あなたのまわりの仲間には、いいところがたくさんあることを。
そして仲間一人ひとりが違いたいところをもっていることを。
だからこそ、一人ひとりを大切にしたいのです。
だからこそ、「いじめ」は絶対に許せないのです。
そして、みんなで「明るく楽しい生活」を築きたいのです。

私たちが桑野市の小・中学生は、話し合い、協力して、私たちにできることから取り組もうと思います。

◎ 私たちは、いじめを絶対に許しません

- ◎ 感じとろう！ あなたにとってはささいなことでも、相手にとっては…？
- ◎ 考えよう！ 相手の気持ち、相手の立場になって。
- ◎ 勇気をもとう！ 一人の小さな声でも、みんなの大きな声に。
- ◎ うちあけよう！ 悩み、苦しみを友だちに、先生に、家の人に。

◎ あなたも、みんなも輝く仲間づくりをしよう

- ◎ 笑顔で明るく気持ちよく、人と接しよう！
- ◎ たった一人の意見でも、みんなでよく聞き考え、大切にしよう！
- ◎ 喜び、悲しみ、悩みを語り合える友だちになろう！
- ◎ 見方、考え方など、自分との違いを認め合おう！

◎ 力を合わせ、すばらしい未来を築いていこう

- ◎ いじめのない明るく楽しい学校生活にするために、
学級会や児童会・生徒会で話し合おう！ 取り組もう！
- ◎ あなたにできることを、自分で考え、実行しよう！

あなたは気づいていますか。
あなた自身にもいいところがたくさんあることを。
そして、あなたの思いやりのある言葉や行動が、まわりの仲間たちを勇気づけることを。
さあ、みんなが手をつないで語り合きましょう。
明るく楽しい生活を送るためには、今何ができるのかを。
そして、取り組みましょう。
あなたができることから。

それが、一人ひとりを大切にしたい、私たちの未来を築く第一歩となるのです。
それが、世界中のすべての子どもたちと手をつないで、私たちの未来を築く第一歩となるのです。

1997. 2. 27

桑野市子ども人権委員会
桑野市立各小学校児童会
桑野市立各中学校生徒会

秦 野 市 教 育 委 員 会 教 育 目 標

秦野市教育委員会は、教育基本法に定める教育の目的及び理念を踏まえ、秦野市市民憲章の精神に基づき、平和で民主的な国家及び地域社会の形成者として必要な資質を備えた以下に掲げる人の育成、支援に努めます。

- ◎ 生命や人権を尊重し、平和を愛する豊かな心を持つ人
- ◎ 人や自然との共生・共存を大切にする人
- ◎ 心身ともに健康で希望を持ち、夢の実現に向けてたくましく生きる人
- ◎ 郷土の歴史や文化を尊重し、新しい文化を創造する人
- ◎ 公共の精神を尊ぶとともに、自ら学び、考え、行動する人

(平成21年3月27日制定)

1 基本的な考え方

(1) いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめの定義は、法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。

また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈することのないよう努めることが必要である。』と補足されています。

神奈川県では、法の定義や国の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえます。

本市でも、法の定義や国・県の捉え方と同様とします。

(2) いじめに対する基本認識

いじめは、すべての児童・生徒に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、児童・生徒も大人も以下のいじめに対する基本認識を持って問題に向き合うことが必要です。

ア いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損なう絶対に許されない行為である。

イ いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。

ウ いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童・生徒が入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。

エ いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童・生徒も含めた所属集団の構造上の問題でもある。

オ いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。

カ いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取扱われるものもある。

(3) いじめ対策の基本理念

いじめ問題の対応には、日常の教育活動における教職員の取組、児童・生徒自身の主体的な活動、地域保護者と連携した対応、関係機関との協働等、児童・生徒、保護者、学校、地域、関係機関連携の下多様な側面から取り組む必要があることから、基本的な理念として次の5つを掲げます。

ア 児童・生徒自らがいじめ問題について、主体的に考え、いじめの防止等に取り組めます。

イ 学校は、すべての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組めます。

ウ 学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起こりうることから、地域全体で児童・生徒を見守ります。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市町村、県および国が連携して取り組めます。

エ 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。

オ 大人は、あらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。また、学校は、子どもに向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組めます。

(4) 学校・家庭・地域・関係機関の間の連携

いじめの防止等のための対策が、適切に行われるよう、学校・家庭・地域・関係機関の間の連携の強化等必要な体制の整備に努めます。

2 基本的施策・取組

(1) 「はだの教育プラン」に基づき実施するいじめ防止のための主要施策

ア 幼小中一貫教育の推進

園児、児童及び生徒の学びと育ちの連続性を大切にした、幼稚園（就学前教育）から小学校、中学校までの一貫した教育を実践することにより、いじめ、不登校問題の解決を図ります。児童・生徒の特性を配慮しながら校種を越えた連続性のある指導に努めます。

イ いじめを考える児童生徒委員会の開催

市内すべての小・中学校の代表児童・生徒が委員となり、子どもたちの主体性を生かしたいじめ根絶のための取組を学校で進めたり、委員同士で意見交換をしたりします。また、委員会の取組内容を地域や保護者に啓発しながら、学校・地域協働でいじめ根絶に向けた取組を進めます。

ウ 自立支援教室事業

「あそび・非行」型の不登校児童・生徒や学校内で深刻な問題行動等を起こす児童・生徒とその保護者に対応するため、学校と協力連携し、学校外で個別の支援を行います。

エ いじめ対策等巡回教育相談事業

臨床心理士等を小・中学校に派遣し、いじめ、不登校や問題行動等の児童・生徒指導上の諸問題について、未然防止、早期発見、早期対応に向けた具体的な対応策を受けることにより、児童・生徒の健全育成に取り組みます。

オ ソーシャルスキル研修会の開催

児童・生徒の社会性を育み、コミュニケーション能力を高めるため小・中学校の教職員に対して指導力向上のための研修会を開催します。

カ 小学校巡回教育支援相談員派遣事業

いじめ、不登校、暴力行為その他の問題行動に対する相談機能を高め、それらの未然防止及び早期対応を図るとともに教職員に対して学校生活・学校教育等に関する適切な支援及び助言を行います。

キ 里地里山自然環境教育研究委託事業

自然環境を生かした環境教育を進め、児童・生徒が秦野の特性を活かした自然体験学習に取り組み、自然の良さに触れるとともに、豊かな情操と道徳心を培います。

ク 情報教育担当者会議の開催

小・中学校の学習用コンピュータ及びインターネット等の活用法や情報モラル教育のあり方等について研修及び協議をします。

ケ 子どもを育む中学校区懇談会の開催

子どもたちの健全育成に向けて、学校と地域が連携し、各地域の実情に合わせた異年齢・異世代交流の場を設け、子ども達の社会性や道徳観などを育成します。また、子ども達にとって安心・安全な地区づくりを推進します。

コ 各種対策資料（いじめ対策マニュアル・不登校対策マニュアル）の改訂・活用

いじめ対策マニュアル「育てようやさしい心」及び不登校対策マニュアル「わたしたちの心見えますか」を教職員へ配付し活用します。また、児童・生徒向けリーフレット「広げよう ふれあいの心」で相談機関を紹介し、併せて地域・保護者への啓発を図ります。

(2) いじめ防止等のために各学校において実施する取組

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

- (ア) 各学校は、国・県・市の基本方針を参酌し、当該小・中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）を策定します。
- (イ) 「学校基本方針」は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定めます。
- (ウ) 各学校は、「学校基本方針」を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努めます。

イ いじめの未然防止

(ア) 人権教育の推進

「いじめ」の根底には、他人に対する思いやりやいたわりの欠如、言い換えれば人権感覚の乏しさがあります。したがって、人権教育を通じて児童・生徒の人権感覚の醸成を図ることが大切になります。

(イ) 教師の人権感覚を高める

児童・生徒は、教師をよく見えています。「教師の人権感覚が児童・生徒に反映する」という心構えが大切です。

(ウ) 望ましい教師集団をつくる

児童・生徒は、教師同士の人間関係に大変敏感です。教師間に極端な上下関係や相互不信が存在していると、連帯が失われ、適切な児童・生徒指導が行われにくくなります。

(エ) 教師の自己開示を

児童・生徒は、教師が自分自身の子どもの頃のこと、今興味があることを話してくれると自分が一人前に扱われたと感じ、喜ぶとともに、教師に一層親しみを覚えます。こうした教師の自己開示の姿勢が「悩みの相談」をしやすい環境をつくれます。

(オ) 学級経営の充実

「学級は学校生活の基本単位である」といわれます。学級が全ての児童・生徒にとって「明るさがある」「安心していられる」「たのしさや活力が感じられる」集団であればすばらしいことです。

(カ) 道徳教育を通して

人生における様々なトラブルや困難に直面したときに、克服する方法は一様ではなく、様々な選択肢があり得ることを知り、選択の結果を予測することができるようになれば、道徳的な判断力や実践力が向上し、「いじめの予防」にもつながるはずです。

(キ) わかる授業づくりの推進

児童・生徒が学校生活の中で一番長い時間を過ごすのは授業です。この授業の時間を充実させることが、児童・生徒の学校生活を充実することにつながります。教師は、第一にこの授業が児童・生徒にとって、楽しく、わかるものにすることが必要です。

(ク) 家庭との連携

児童・生徒の行動や思考は、それぞれの児童・生徒が育った家庭環境の影響を大きく受けています。したがって、「いじめ」問題の根絶をめざすためにも家庭と協力し合って児童・生徒の生活態度を見直し指導していくことは不可欠なことです。

(ケ) 家庭教育の大切さ

家庭は、児童・生徒の発達過程における人格形成を図る第1ステップの場です。親から褒められたり、叱られたりという経験が、今後の生活の訓練となるとともに思いやり等の力や心を育てる大切な場であります。

(コ) 情報モラル教育の推進

日頃より情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上に学校全体で取り組むと同時に、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、未然防止のため保護者への啓発を図り、家庭や地域・関係機関との連携を深めます。

ウ いじめの早期発見

(ア) いじめを見抜くための教師の姿勢

いじめは、大人に分からないように行われること、また、いじめられた子は仕返しを恐れる気持ちもあって、そのことを自分から言い出せないでいることが多いものです。子どもの訴えがなくても日頃からの子どもとのコミュニケーションや教師同士のコミュニケーションが大切です。

(イ) 教師の鋭敏な感性の保持

教師は、いじめの認識をきちんと持ち、いじめに関する確かな知見を豊かなものにし、子どもを見る視点を多く持つことが大切です。

(ウ) 相談体制の確認

教育相談体制を確認し、一人ひとりの児童・生徒と定期的に相談できる時間を確保すると共に、あらゆる教育活動を通して、教育相談に生かすことも大切です。

(エ) 実態の把握

日頃のコミュニケーションや教育相談に加え、児童・生徒の実態を把握するため定期的な学校生活アンケートの実施や教職員用のチェックシート等を活用することも大切です。

(オ) 家庭との連携

親子で話し合う時間を作ることを呼びかけることは、「いじめ」の未然防止につながることはもちろんですが、早期発見にもつながります。家庭の協力を得るためには、学校は児童・生徒の様子をできる限りこまめに知らせることが重要です。

エ いじめの早期対応

(ア) 実態の把握

事実確認を迅速かつ丁寧に行い、該当児童・生徒がこれ以上の被害にあわないようにすると共に、今後の対応について考えていきます。

(イ) 家庭との連携

今後どのようにしていくか本人の意向も踏まえて一緒に考えていきます。保護者との連携を十分にとって対応していくことが重要です。

(ウ) 組織的な対応

特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。

(エ) 毅然とした態度

いじめを行った児童・生徒に対して、毅然とした態度で加害児童・生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童・生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切です。

(オ) 関係機関との連携

必要に応じて秦野市学校・警察連携制度の活用や神奈川県警察本部少年相談・保護センター、平塚児童相談所等と連携して取り組みます。

(3) 児童・生徒としての取組

平成 26 年度いじめを考える児童生徒委員会において、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめの早期対応」の3つの観点から、それぞれのスローガンを決め、取組をまとめました。

ア いじめの未然防止

スローガン「いじめの種を抜きとって、笑顔の種を育てよう」

(ア) 私たちにできること

- 一人ひとりが意識して、相手のいい所を見つけ思いやりの気持ちを持って行動します。
- 誰かが・・・という気持ちでなく、自分が気づいているなら自分から行動します。
- 学校やクラスなどで「いじめ」について私たちが考えます。

(イ) 先生・親・大人にお願い

- 先生は家庭に連絡し、学校では直接話しづらい内容もあるので親から聞いてください。
- 怖い先生がいると、力関係が生まれ「いじめ」に似てきてしまうので気を付けてください。
- 先生でも信頼していない先生には相談しにくいから「信頼できる先生」になってください。

イ いじめの早期発見

スローガン

「気づこう小さなSOS ～困っている子はいないかな～」

(ア) 私たちにできること

- 勇気を出して先生に言います！！
- 自分のアンテナを高くして友達の気持ちを感じ取ります。
- いじめられている人に、勇気を与えられる行動をとります。

(イ) 先生・親・大人にお願い

- 孤立している子や何かいつもと違うところや変化に気づいたら、声をかけてください。
- 先生に相談している所を見られてしまうと「いじめ」がもっとひどくなってしまいます。定期的に先生と1対1で話し合える、悩みを話せるような機会をつくってください。
- 自分から相談するというのはとても不安でなかなかできないので、周りの大人が気づいたら、さりげなく聞くことから始めてください。

ウ いじめの早期対応

スローガン「あなたの勇気のひと声で 誰かの笑顔の花が咲く」

(ア) 私たちにできること

- いじめられている人が話を聞いてもらうだけでも楽になるから話を聞ける仲間を増やします。
- 私たちでいじめがなくなるように話し合い、対応していきます。
- 助け合える、相談できる人間関係をつくります。

(イ) 先生・親・大人にお願い

- 私たちが相談したとき、すぐにいじめている人やクラスの人に話すと「ちくった」とかでいじめが大きくなってしまうので、対応していくタイミングなどを考えてください。
- いじめられている子は「私はいじめられているからダメな子だ」と自分の事をダメだと思ってしまいます。そんないじめられている子には先生が「私はあなたの味方だよ！」とか「今までがんばってえらかったね」と勇気づけてください。
- いじめてしまった人がなぜいじめてしまったのかなど、いじめる側の気持ちも聞いてあげてください。

(4) 保護者としての取組

ア 規範意識の醸成

いじめをしない、させない、許さない気持ちを育てます。

イ いじめからの保護

子どもが被害を受けたときは、適切に保護します。

ウ 学校等のいじめ防止への協力

学校や教育委員会などが行う、いじめ等の防止活動に協力します。

3 重大事態への対処

(1) いじめの重大事態の定義

法第 28 条により

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童らが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態かどうかの判断は、以下の考え方により、各学校と教育委員会が連携して判断します。

ア 次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

(ア) いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

(イ) いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。) 学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

イ 児童・生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たります。

(2)いじめの重大事態への対処

各学校に在籍する児童・生徒が、いじめを受けて、重大事態(法第 28 条の規定による重大事態をいう。以下同じ。)に陥った場合、学校は、教育委員会を通じて市長に、重大事態の発生について報告するとともに、教育委員会又は学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。

教育委員会及び学校による対処

ア 重大事態発生への報告

学校は重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長に報告します。

イ 事実関係を明確にするための調査と組織

重大事態の調査は、学校の設置者又は学校が行うこととされていますが、調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、教育委員会において調査を実施します。

○ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合

○ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

(ア) 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

(イ) 教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が行う重大事態の調査は、法第 28 条第 1 項の規定に基づき、「秦野市いじめ問題等対策調査委員会」が行います。

ウ いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

当該情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

エ いじめを行った児童・生徒及びその保護者への適切な対応

いじめを行った児童・生徒に対しては、適切かつ毅然とした指導を行います。また、当該児童・生徒のいじめ行為に至った背景を把握し、本人及びその保護者に対して、いじめを繰り返さないように助言や支

援を行います。

教育委員会は、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、学校教育法第 35 条第 1 項及び同法 49 条の規定に基づき当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、必要な措置を速やかに講ずるものとします。また、出席停止となった児童・生徒の教育を受ける権利を保障するための支援を行うよう努めます。

オ 調査結果の報告

各学校で発生したいじめの重大事態についての調査結果は、市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。

市長による措置

ア 再調査の実施及び報告

学校で発生した重大事態について報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができます。

再調査を行うにあたっては、「再調査会」を招集し、当該調査の公平性・中立性を保つよう努めます。再調査の結果について、市長は市議会に報告し、必要な措置を講じます。

イ 再調査の結果を踏まえた措置

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために指導主事や専門家の派遣等、当該学校に対して重点的な支援を行います。

4 いじめの防止等を推進する体制

(1) 学校における組織

ア 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果

的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に「いじめの防止等の対策のための組織」を常設します。この組織は、児童・生徒指導の根幹に位置付く組織であり、設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用することも可能です。その場合、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加するなど、各学校において配慮することとします。

イ 組織の構成員

この組織の構成員は、法第 22 条の規定に基づき、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者で構成することを基本とします。

具体的には、学校では、いじめ防止等に関する日常の課題に迅速かつ適切に対応できるよう、管理職や児童・生徒指導担当教員、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて構成員を追加等をするなど、柔軟な組織運営を図ることとします。また、重大事態の調査を学校自ら実施する場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を加えることとします。

ウ 組織の役割

この組織は、当該学校におけるいじめ等の未然防止や早期発見・早期対応などに関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のとおりです。

- 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- いじめ等に関する教職員研修などの実施
- いじめ等に関する児童・生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- いじめ等に関する通報及び相談への対応
- いじめ等に係る情報の収集
- いじめ事案に対応するための会議の開催
- いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査

- いじめ事案に係る記録と情報の共有
- いじめを受けた児童・生徒の保護及び支援並びにその保護者との連携
- いじめを行った児童・生徒への指導及び支援並びにその保護者との連携
- 在校生やその保護者への情報提供等

(2) 秦野市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）

ア 組織の設置

本市は、法第 14 条第 1 項に基づき、「秦野市学校・警察連絡協議会」をいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための組織「秦野市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」として活用します。

イ 組織の構成機関

この組織の構成機関は本市の学校、神奈川県警察本部少年育成課少年相談・保護センター、秦野警察署、平塚児童相談所、健康子育て課、子ども育成課、広聴相談課、教育指導課をもって構成されます。

ウ 組織の役割

いじめの防止等に関係する機関の連携を図るため、以下の事項について、情報の共有、協議等を行います。

- 「市の基本方針」に基づく各関係機関の取組状況
- いじめに関する各校の実態や課題
- いじめの防止等に向けた効果的な取組 等

(3) 秦野市いじめ問題等対策調査委員会（仮称）

ア 組織の設置

教育委員会は、法第 14 条第 3 項及び第 28 条第 1 項に基づき、外部の専門家を招聘し、いじめ防止等のための対策、事案の早期解決に向けた学校支援、学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うとともに、再発防止等のための対策を実効的に行うため、附属機関として、条例により、常設の「秦野市いじめ問題等対策調査委員会（仮称）」を設置します。

イ 組織の構成委員

学識経験者、弁護士、医師、心理や福祉などの専門家の専門的知識

及び経験を有する者であって、重大事態の対応においては、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保します。

ウ 組織の役割

- 「市の基本方針」に基づく取組のあり方及びその実効性を高める調査研究
- 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し
- 重大事態の事実関係を明確にするための調査 等

（４）秦野市いじめ問題再調査会（仮称）

ア 組織の設置

報告を受けた市長部局は、法 30 条第 2 項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関として、条例により、「秦野市いじめ問題再調査会（仮称）」を設置します。

イ 組織の構成委員

学識経験者、弁護士、医師、心理や福祉などの専門家の専門的知識及び経験を有する者であって、重大事態の対応においては、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保します。

ウ 組織の役割

- 重大事態の再調査
- 同種の事案の発生の防止のため措置